

赤穂市地域公共交通会議 第7回分科会 報告書

1 日 時 令和元年7月23日(火) 15時～16時

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者 (委員) 沖委員長、眞殿副委員長、西川委員、村上委員、多田委員
(欠席：有吉委員)

(事務局) 平野市長公室長、山内企画広報課長、玉木企画政策係長、平松観光係長、門口企画広報課主事

4 協議事項

- (1) ゆらのすけの増便(案)について
- (2) バスの運行に関する要望について
- (3) 路線バス(ウエスト神姫)の運賃改定について

5 協議結果

- (1) ゆらのすけの増便(案)について

1 増便案の内容	令和2年1月(見込) ゆらのすけを1台増車し、全路線、運行日を週2日から週3日の運行とする。
2 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・有年、高雄、高野、西部地区など高齢者が多い地区では、車が手放せない状況にあり、免許証を返納したくてもできないのが現状である。そうした地区では、ゆらのすけの増便を望む声もある。 ・バスだけでなく、タクシーを今後さらに利用してもらえるような方策を検討してもらいたい。
3 結論	ゆらのすけの増便案を了承する。また、今後は、バスだけでは細かな要望に応えられないため、タクシーについても利活用を促進していく必要がある。

- (2) バスの運行に関する要望について

【ゆらのすけ】

- ① 路線バス運行地区へのゆらのすけ乗入れについて

1 要望内容	尾崎地区、御崎地区、千鳥地区は路線バスが運行しているが、高齢者には停留所までの距離が遠いため、ゆらのすけを乗入れてほしい。
2 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現状は、路線バス、ゆらのすけ(コミバス)、ていじゅうろう(圏域バス)と、網の目のようにバス路線網が整備されており、利便性は確保されている。 ・網の目以外の部分は、タクシーを利用してもらえばカバーできるのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆらのすけが運行すれば、路線バスの減便や廃止も考えられるため、そうなれば地区住民にとって利便性の点でマイナス要素が大きい。 ・バス会社の経営は非常に厳しいと思うが、みんなで路線バスの維持に協力することが必要ではないか。
3 結論	<p>路線バスが運行している尾崎、御崎、千鳥地区にゆらのすけを乗入れることは、路線バスとコミバスとの競合により、路線バスの減便や廃止という事態を招きかねないことから、現状は極めて困難ではないか。そのため、既存の路線バスのルート変更等による対応など、バス事業者において利便性向上に向けた検討を行うこととし、方向性案を了承する。</p>

【路線バス】

②マリンプラザ（マンション）敷地内への乗入れについて

1 要望内容	平成 31 年 4 月から小学校へ通学している児童がいるため、マリンプラザ敷地内に路線バスを乗入れてほしい。
2 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の路線バスの車両では、進入にバックによる切り返しなど、バス運行の安全性の面から問題がある。
3 結論	<p>路線バス運行事業者による現地確認を踏まえ、公共交通で最も優先すべき運行の安全性が確保できないということから、路線バスの乗入れは困難であり、方向性案を了承する。</p>

(3) 路線バス（ウエスト神姫）の運賃改定について

1 改定内容	赤穂市内における特別初乗り区間を廃止し、通常の初乗り運賃に見直す。	
	路線	区間
	御崎・小島・千鳥～上仮屋北線	播州赤穂駅～大石神社前
	槇・湯の内線	播州赤穂駅～塩屋東・大石神社前
	有年・上郡線	播州赤穂駅～駅東・大石神社前
	見直し予定運賃 170 円（現行 100 円）	
	実施予定日 令和元年 10 月 1 日	
2 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃の改定は、状況を考えればやむを得ない。 	
3 結論	<p>赤穂市内における特別初乗り区間を廃止し、通常の初乗り運賃に見直す路線バスの運賃改定案を了承する。</p>	